

## 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社 成田営業所（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合のレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、この協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、地震、暴風雨等の災害の発生又はその他特別の事情において被害の発生又はその恐れがある場合、甲の要請に応じて、乙は資機材提供をすることにより、甲の行う救援・復旧活動を支援することを目的とする。

### （要請事項）

第2条 甲が乙に要請する業務は、資機材提供業務とし、その他必要な業務が発生した場合は、都度対応を協議するものとする。

### （要請手続）

第3条 甲から乙への資機材提供の要請は、資機材提供要請書（別記第1号様式）を甲から乙へ送付する事により行うものとする。但し、資機材提供要請書の作成が困難な場合は口頭・電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出することができる。

### （体制）

第4条 乙は、甲より資機材提供の要請を受けたときは、可能な限り速やかに甲へ資機材を提供するものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙が資機材提供を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、乙が算出し甲が負担するものとし、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定することとし、甲の予算措置が必要な場合には支払時期を協議する。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要したレンタル資機材の運搬及び設置・配置、撤去の費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請に応える為に乙が要した費用

### （報告）

第6条 乙は資機材提供による支援が終了したときは、資機材提供報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は甲が防災訓練等を実施する場合、甲の要請に基づき、訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲乙は、資機材提供を速やかに遂行するため、担当者名、災害時の連絡網、装備品の一覧等を常に備付け、担当者等に変更が生じた際は、速やかに相手方へ連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がない時は、期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新されるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 千葉県山武郡芝山町小池 992  
芝山町  
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県山武郡芝山町岩山字大宿 1742-2  
西尾レントオール株式会社 成田営業所  
所長 釣崎 高司